

一般社団法人日本ボッチャ協会
役員の任期及び定年に関する規程

一般社団法人日本ボッチャ協会（以下「当協会」という。）は、当協会の役員の任期及び定年について、以下のとおり定めるものとする。

（役員の定年等）

第1条 役員（理事および監事をいう。以下同じ。）は、その就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

2 任期中に満70歳となった役員の任期は、当該任期の満了するときまでとする。

3 前2項の規定は、外部理事については適用しないものとする。

（理事の定年の例外）

第2条 前条にかかわらず、外部理事でない理事について、特別な事情がある場合には、社員総会の決議により、外部理事を含む理事の総数のうち2名以内に限り、満70歳以上であっても就任または再任を認めることができる。なお、満70歳以上で役員に就任することとなった役員の任期については、当該任期の満了する時までとする。

（理事の任期等）

第3条 理事は、4回を超えて再任されることはできない。

2 理事の任期は、最初に当協会の理事に就任した日から、通算で、10年を経過する日（以下「10年経過日」という。）を超えてはならないものとする。ただし、任期中に10年経過日が含まれる場合は、当該任期満了日までとする。

3 前項にかかわらず、以下の事由に該当する理事に関しては例外的に10年を超えて在任することができる。

（1）当該役員がIFの役員である場合

（2）当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合

4 第2項により理事を退任した者は、退任日から4年を経過した日より後でなければ、再び当協会の理事に就任することはできない。

（本規程の改廃）

第4条 本規程は、社員総会の決議により改廃することができる。

（適用範囲）

第5条 本規程は、当協会の加盟団体には適用しない。

（附則）

本規程は、令和3年7月20日から施行する。

本規程は、一部改訂し、令和7年7月30日から施行する。